

このチェックリストは、令和6年4月1日以降に開始する技能実習に適用します。

- ※ 郵送に当たっては、事故防止のため簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。
登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、指定教育訓練実施者が実施する技能実習を受講させる場合は計画届の提出は不要です。

R 6	人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)(賃金助成)) 〔建設事業主用〕 計画届チェックリスト
------------	--

提出先(郵送先) 〒690-0841 松江市向島町134-10(松江地方合同庁舎5階) 島根労働局 職業安定部 職業対策課 建設助成金担当 TEL: 0852-20-7022 FAX: 0852-20-7025	提出期限 計画届は訓練を実施しようとする日の3か月前から1週間前までに提出(期限厳守・必着)してください。
---	---

- ※ 記入上の注意
 ①訂正する場合は2本の平行線により抹消し、訂正箇所には必ず代表者印による訂正印を押印してください。
 ②担当者の個人印による訂正、修正液・修正テープ等での訂正は不可です。

No	提出書類・添付書類	提出形態	事業主チェック	労働局チェック
1	人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)(賃金助成))計画届〔建設事業主用〕(建技様式第1号)(R5.6) ※両面印刷で提出してください。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書又は労働保険等納入通知書(雇用保険分) ※ 雇用保険料率 18.5/1,000。(直近のものを提出してください。)	A 4 写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	中小建設事業主であることを確認できる書類(下記のいずれか一つ) <input type="checkbox"/> 建設業許可番号が記載された書類(建設業許可通知書等) <input type="checkbox"/> 資本及び労働者数を記載した資料 <input type="checkbox"/> 事業内容を記載した書類等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	訓練内容等が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 実施主体の概要、内容、実施日、実施場所等の分かる書類(事前に対象者に配付したもの等) <input type="checkbox"/> 訓練カリキュラム <input type="checkbox"/> 受講パンフレット等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 中小建設事業主が自ら次の技能実習を行う場合は、上記1～4の書類の他に、下記5及び6の書類も提出してください。

- ① 建設工事における作業に直接関連する実習(★パンフレット33ページの表、①欄)
- ② 労働安全衛生法で定める特別教育(★パンフレット37～38ページ、表1に限りです)
- ③ 労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育(★パンフレット39ページ、表2に限りです)
- ④ 職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習(★パンフレット41ページ、表4に限りです)

5	指導員・担当科目表(建技様式第1号別紙)(R5.6) ※両面印刷で提出してください。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	指導員の職務経歴書等 (実習内容に直接関連する職種に関する職業訓練指導員免許証、1級技能検定合格証書、1級技術検定合格証書明書等)	原本又はA4写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 届出を行った計画の変更について

・届出を行った計画について、(1)に規定する事由により当該計画届の内容を変更しようとするときは、変更となる内容が確認できる書類を添付して、(2)に規定する期限までに、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)(賃金助成))変更届」(建技様式第2号)を提出してください。

(1)変更の内容

・実施する訓練内容を著しく変更する場合(①実習内容、②実施日、③講習実施機関名(主催者名)、④実施場所に変更が生じた場合)

(2)提出期間

・原則として、当初計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日まで。

(例)

- ・4月25日に計画していた訓練を4月28日に変更する場合 → 4月24日までに変更届を提出
- ・4月28日に計画していた訓練を4月21日に変更する場合 → 4月20日までに変更届を提出